

## 独占禁止法基本問題懇談会（第25回）議事概要

平成19年2月22日

- 1 日時 平成19年2月16日（金）9：30～12：30
- 2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席者
  - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
  - 座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授
  - 委員 石井 卓爾 三和電気工業株式会社代表取締役社長
  - 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
  - 榎野 信治 読売新聞東京本社論説委員
  - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
  - 佐野 真理子 主婦連合会事務局長
  - 西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
  - 根岸 哲 甲南大学法科大学院教授
  - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
  - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
  - 松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授
  - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
  - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
  - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
  - 山本 孝宏 弁護士
  - （専門調査員） 今井 法政大学教授
  - （その他） 公正取引委員会 松山 経済取引局長
  - （事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府次長、東出 参事官

#### 4 議事次第

##### (1) 開会

##### (2) 違反抑止のための行政上の金銭的不利益処分(違反金)と刑事罰の併科、違反金の算定方法について

##### (3) 違反金の対象となる行為類型等について

##### (4) 閉会

#### 5 違反抑止のための行政上の金銭的不利益処分(違反金)と刑事罰の併科、違反金の算定方法について

違反抑止のための行政上の金銭的不利益処分(違反金)と刑事罰の併科、違反金の算定方法について、資料1に基づき討議を行った。出された意見は概ね以下のとおり。

##### (1) 違反抑止のための行政上の金銭的不利益処分(違反金)と刑事罰の併科について

- ・ 独占禁止法の刑事罰には、法人は選任監督責任が問われるという両罰規定に基づくものになっており本来罰すべき法人の構成要件が行為者の構成要件より厳格となっている、当局の立証負担が大きい、課徴金が導入された経緯やこれまでの刑事告発の実績から刑事罰が機能していないと考えられる、といった問題点がある。また、現行の課徴金にも道義的非難の要素があり、違反金と刑事罰を併科し得る方式(併科方式)は憲法上の二重処罰規定に抵触する恐れがある。さらに、同一の違反事件に対して行政手続・刑事手続の両方に資源を投入するのが効率的か、国際的には刑事処分、行政処分のどちらかに一本化されている中で日本だけ併科方式とすることが適切かという問題もある。
- ・ 刑事罰にはメリットがあるとの意見もあり、違反金と刑事罰を併科することに問題があるのであれば金額を調整すればよいのではないか。
- ・ 違反金と刑事罰金との金額調整については、刑事罰金を科す際に違反金を考慮することとすれば、あえて調整規定まで設ける必要はないのではないか。
- ・ 行政処分と刑事罰の役割分担は機能し始めており、また、刑事罰を廃止することは国民感情にもそぐわないのではないか。

- ・ 違反金と刑事罰の併科は合憲とする最高裁判例もあり、併科が憲法上の二重処罰の禁止規定に抵触するという考え方は、憲法学界でもとられていない。
- ・ 経営者の意識に対する影響や法人事業者が被る機会損失による抑止効果を考えると刑事罰の意義は大きい。
- ・ 本来法人を罰すべき独占禁止法違反事案において、法人に対する刑事罰を廃止し談合等に関わった個人のみを罰することは不公平な感じがある。国際的整合性に関しては、米国では競争法以外の分野では刑事罰と行政罰が併科されており、欧州諸国でも刑事罰も科すことが検討されている。
- ・ 法人に対する刑事罰を廃止すると、抑止力が大きく後退したとのアナウンスメント効果をもつこととなる。国際的整合性に関しては、規範意識の強さが国際的に整合しているかを問題にすべきである。
- ・ 違約金、指名停止等のさまざまな措置が用意されている中でも違反行為が起こっているのは、全体として、抑止力が弱いということではないか。

## (2) 違反金の算定方法について

- ・ 違反行為による不当利得も十分剥奪できていないと考えられる現行の課徴金の水準は併科方式でも引き上げるべき。
- ・ 累次にわたり課徴金の水準が引き上げられてきたこと、指名停止や営業停止、損害賠償、株主代表訴訟等課徴金以外の制裁も行われていること、摘発率を上げるために執行力の強化に対する努力がなされてきていることから、併科方式の場合に、違反金の水準を現在の課徴金より上げることは、必要ないのではないか。
- ・ 違反金の水準については、特に中小企業は利益率が低く、法人に対する刑事罰をなくすとしても現在の課徴金の水準で十分抑止力がある。
- ・ 違反金の算定方法については、長期にわたる違反行為もあるため、現行3年とされている算定期間の上限を撤廃すべき。
- ・ 違反金の算定期間の上限を3年とする場合には、長期に違反行為を行っていたことを増額要因とすべきである。
- ・ 違反金の算定期間の上限3年については、刑事手続における時効との関係、行政措置としての簡明性・迅速性の観点、防御の困難性の観点から、現行どおり3年でよいのではないか。

- ・ 違反金の算定率の設定にあたり、業種・規模を考慮するのであれば明快な理由が必要なのではないか。
- ・ 違反金は事案の悪質性・重大性に依じて課されることが望ましく、違反金の算定については、専門機関としての公正取引委員会に裁量を与え、適切に行使してもらうべきである。
- ・ 違反金算定にあたっての公正取引委員会の裁量と、公正取引委員会の専門性とは直接の関係はないのではないか。公正取引委員会の専門性とは、経済的分析といった観点に関わるものである。
- ・ 併科方式を採ったとしても、刑事罰が科されるのは非常に限られた事案であり、論理必然的に違反金で悪質性を評価すべきではないということにはならない。
- ・ 考慮要素を増やすと制裁的非難を行うことになり二重処罰の禁止に抵触するという議論につながるのではないか。また、考慮要素を増やすことは、減算要素が増えるだけでなく、加算要素も増えることになる。
- ・ 違反金算定にあたり法令遵守体制の整備状況を考慮しないという制度は、米国の連邦量刑ガイドラインからはじまっている会社法や証券取引法における内部統制強化の流れと矛盾するのではないか。
- ・ 法令遵守体制整備へのインセンティブとなるので、誠実に行っていた場合には違反金の算定において考慮してもよいのではないか。
- ・ 法令遵守体制の整備が形式的なものであったのか実質も伴ったものであったかを判断することは困難であり、迅速・簡明な行政措置の観点から問題がある。
- ・ 法令遵守体制については、排除措置命令の中で整備を求めるという形で充実させていく方がよい。
- ・ 違反金の算定にあたって法令遵守体制を考慮すべきかどうかについては、法令遵守体制の整備は当然のことであること、独占禁止法の目的に照らし違反金の算定にあたり法令遵守体制の整備状況を考慮すべきとは考えにくいこと、法令遵守体制を構築しながら違反行為をおかすことはより違法性が強いとも考えられることから、考慮要素とすべきではない。
- ・ 法令遵守体制を整備したからといって、実行行為が故意に行われている場合には阻止できるわけではない。行政の迅速性を阻害するというが、事業者側に立証責任を負わせればよい。

- ・ 法人処罰や株主代表訴訟では法令遵守体制の整備状況を考慮すべきであるが、法定も難しく、簡明な行政措置を困難にすることから、違反金算定にあたって考慮することとすべきではない。
- ・ 法令遵守体制の整備状況を違反金の算定にあたり考慮することとすると、事業者が実行行為者を切り捨てるというとかげのしっぽ切りのインセンティブとなるのではないか。
- ・ 違反金の算定にあたり法令遵守体制の整備状況を考慮するかどうかは、事前手続を慎重なものとするかどうかにも関わってくる。
- ・ 違反金を賦課するかどうかについて当局が裁量をもつ制度とし、その裁量の行使の際には、行為者の違法性の認識(故意・過失)を考慮要因とすべきである。
- ・ 違反金賦課の有無にかかる裁量については、公正取引委員会は、審査を行うか行わないかの段階で実質的には裁量を行っていると考えることができるのではないか。
- ・ 違反金賦課の有無にかかる裁量に関しては、どのような行為を違反金の対象とするか(私的独占(排除型)や不公正な取引方法を違反金の対象とするか)とも関連してくるのではないか。
- ・ 違反金の算定における考慮要素に関しては、繰り返しの違反行為や違反行為において主導的役割を果たしたことに基づく加算を検討すべき。
- ・ 違反金算定における考慮要素のうち、調査協力・非協力に関し、当局の主張を争ったときは非協力とされ、争わない場合には協力的とされるのではなく、調査手続に誠実に対応するかどうかで判断されると理解すべきである。
- ・ 違反金としては、欧州諸国の行政制裁金制度が既に国際標準として存在するので、我が国において刑事罰と併科するとしても、現在の課徴金と似た日本独自の違反金制度を作ることは避けるべき。

## 6 今後の予定

次回会合は、2月28日に行う。また、報告書案を作成するため、学識経験者から成るワーキング・グループを設けることが了承された。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)